

高額療養費の限度額引上げの見直しを求める意見書

高額療養費制度は、一箇月に支払う医療費の自己負担額に上限が設定され、その限度額は収入や年齢によって決められている。高額療養費制度は、制度を利用する重篤な疾患を抱える1,250万人の患者のみならず、全ての世代におけるセーフティネットである。その限度額が、2025年8月から2027年8月まで段階的に引き上げられようとしている。

引上げ額も大きく、2027年8月には、年収約510万円であれば3万3,300円の引上げとされている。また、70歳以上の高齢者の外来特例については、5割を超える引上げも予定されている。一定以上の所得がある75歳以上の窓口負担は、2022年10月に1割から2割への引上げが実施され、立て続けに高齢者に痛みを強いることになる。

がん患者などで作る団体などからは、不安や反対の声が上がっており、この物価高騰期に、医療費の引上げによる生活と命を脅かすさらなる負担増は見直すべきである。

よって、当市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 国民の生活と命を守るために、医療費の負担増となる高額療養費制度の限度額引上げを見直すこと。
- 2 物価高騰期における国民生活を守るため、医療費負担の軽減対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

喜多方市議会議長 小 林 時 夫

【意見書提出】

衆議院議長	額賀 福志郎	殿
参議院議長	関口 昌一	殿
内閣総理大臣	石 破 茂	殿
内閣官房長官	林 芳 正	殿
厚生労働大臣	福岡 資 麿	殿